

第 1 4 回草津市農業委員会総会 会 議 録

令和 6 年 8 月 9 日

第 1 4 回農業委員会（総会）

令和 6 年 8 月 9 日
午後 1 時 3 0 分から
市役所 行政委員会室

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 報告第 2 1 号
農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の報告について（報告）… 1 件
- 第 3 報告第 2 2 号
農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の報告について（報告）… 1 件
- 第 4 議 第 3 3 号
農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決
… 3 件
- 第 5 議 第 3 4 号
農地法第 4 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決
… 2 件
- 第 6 議 第 3 5 号
農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決
… 2 件

1. 農業委員

・会議に出席した委員

1 番	奥村 厚夫	2 番	我孫子 利和	3 番	杉江 善博
4 番	角井 廣司	5 番	中島 春樹	6 番	中瀬 康夫
7 番	今井 修	8 番	田中 実	9 番	田中 治嗣
1 0 番	田中 廣之	1 1 番	中島 健一	1 2 番	木下 弥生
1 3 番	奥村 次一	1 4 番	堀 裕子		

・会議に欠席した委員

2. 農地利用最適化推進委員

・会議に出席した委員

1 番	辻 善一	2 番	田村 茂	3 番	中野 孝彦
4 番	山本 光作	6 番	山岡 康一	7 番	平井 重己
9 番	片岡 正春	1 0 番	一浦 秀樹		

3. 事務局

・会議に出席した職員

事務局長	相井 義博	参事	服部 英亜	主査	山本 順子
主査	湯村 亮太				

事務局長 では、定刻となりましたので、只今から第14回草津市農業委員会総会を開催します。感染症対策として適宜、換気のため窓・扉の開放を行いますこと、ご了承願います。

 そして、会議途中に、体調がすぐれず、発熱の疑いがある場合、無理せず、お申し出いただきますよう、併せて願います。

 また、本日は傍聴の方はおられません。

 なお、議案説明については、個人情報の関係から個人が特定されない表現で説明等を行いますので、御了承願います。

事務局長 では、農業委員会憲章の唱和を行いますので、ご起立願います。

 私が、前文を私が読んだ後、「一、農業委員会は」と申し上げますので、続く文書の唱和をお願いします。

 (農業委員会憲章の唱和)

事務局長 ありがとうございました。

 それでは、田中会長よろしく願いいたします。

会長 みなさまこんにちは。暑い日が続いています。みなさま体調にはくれぐれもお気をつけいただきますようお願いいたします。8月末位から稲刈りが始まります。その前に体調を崩されませんように、よろしくお願いいたします。

会長 ただいまから、第14回 草津市農業委員会総会を開会します。

 本日の議事日程は、予めお手元に配布いたしました通りであります。議事にかかる図面確認は、タブレット端末をご活用いただきますよう、願います。

会長 それでは、これより日程に入ります。

 日程第1会議録署名委員の指名を行います。

 会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、議席番号2番 我孫子利和委員、議席番号8番 田中実委員、以上の兩人を指名いたします。

会長 次に、日程第2報告第21号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告について」番号1番の案件を議題とし、事務局より報告事項の朗読と説明を願います。

事務局 報告第21号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について説明いたします。

この届出は、市街化区域内の自己使用目的に伴う転用です。
今月の届出は、1件です。議案書は、2ページです。

番号1番は、下笠町に住所を有する届出人が、宅地として、本人が所有する下笠町地先の登記地目田、現況宅地1筆14㎡を転用されようとするものです。

届出地は、隣接する届出人の住宅敷地の一部として既に（平成23年頃から）使用されており、今般、財産継承のため調査をされたところ、（本人が）転用届を提出していないことが判明したため、顛末書を添付のうえ届出がなされました。

顛末案件であるため、新たな造成工事はありません。

隣接地は、宅地であり、隣地承諾が必要な農地はありません。

なお、本届出につきましては、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の（2）の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題ないものとし、番号1番は7月1日付にて専決規定に基づき、局長専決により受理しております。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますよう、お願いします。

（質問・意見なし）

会長 発言が無いようですので、報告第21号を終わります。

会長 次に、日程第3報告第22号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について」番号1番の案件を議題とし、事務局より報告事項の朗読と説明を願います。

事務局 報告第22号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について説明いたします。

この届出は、市街化区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の届出は、1件です。議案書は、3ページです。

番号1番は、栗東市に事業所を有する自動車関連会社を経営する譲受人が、事業に供する露天駐車場として、譲渡人が所有する、西矢倉三丁目地先の登

記地目田、現況雑種地 3 筆計 4 5 2 m²を売買にて取得し、転用されようとするものです。

届出地は、周囲を宅地や道路に囲まれた農地であり、レンタカー会社を経営する譲受人の、事業関連の車両の一時保管等を行う駐車場を目的として、届出されたものです。

雨水排水は、浸透式で、余剰水は、北側道路側溝へ放流されます。造成工事等はありません。

隣接地は、宅地、鉄道用地、境内地および道路であり、隣地承諾が必要な農地はありません。

なお、本届出につきましては、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第 6 の 3 の (2) の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題ないものとし、番号 1 番は 7 月 1 8 日付にて専決規定に基づき、局長専決により受理しております。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第 2 2 号を終わります。

会長 次に、日程第 4 議第 3 3 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号 1 番から 3 番までの案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 議第 3 3 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について説明します。

山本 この申請は、農地の権利移転・権利設定にかかる申請です。

今月の申請は、3 件です。議案書は、4 ページです。

番号 1 番は、馬場町に住所を有する譲受人が譲渡人の所有する、馬場町地先の田 2 筆計 1,0 7 7 m²を売買にて取得されようとするものです。

なお、当該地は現在事業が進められております馬場山寺基盤整備事業の区域内でございます。

譲受人は、営農規模拡大の意向があり、譲渡人に相談したところ、売買の話がまとまったため、本申請をなされました。

栽培計画は、引き続き水稻を栽培される予定です。

番号２番は、矢橋町に住所を有する譲受人が譲渡人の所有する、矢橋町地先の田２筆計３,０６７㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲渡人２名は、それぞれ相続により当該地を取得されましたが、耕作することができないため、農業経営規模拡大を希望される譲受人と、今回話がまとまり、申請をなされたものです。

栽培計画については、引き続き水稻を作付けされる予定であります。

番号３番は、志那町に住所を有する譲受人が譲渡人の所有する、志那中町地先の畑２筆計３３１㎡を贈与にて取得されようとするものです。

申請地は、志那中町ではございますが、志那町の集落に隣接する畑でございます。

譲渡人は、志那町のご出身で結婚により青地町にお住まいされました。申請地は、相続により取得されましたが、お住まいから遠いこともあり、以前は譲渡人の母がされていたそうです。

その母が耕作できなくなった後、譲受人が現在まで耕作されているとのことであり、実態に合わせるべく、譲受人と話がまとまり申請をなされたものであります。

当事者に血縁関係はございませんが、これまでの恩恵から今回贈与にて名義を変更されようとするものです。

栽培計画については、引き続き自家用野菜を作付けされる予定であります。

なお、番号１番から３番までの農地法第３条第２項に定める各要件についてですが、第１号の全部効率利用要件については、現在所有する農地について全て耕作されており、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第２号の法人要件については、譲受人は個人のため、該当いたしません。

第４号の農作業常時従事要件については、農地取得後においても耕作に従事できると認められます。

第６号の地域調和要件については、お住まいの地域であり問題ございません。

以上のことから、番号１番から３番までの各案件につきましては、農地法第３条第２項各号の許可要件は全て満たしております。

また、許可申請３件につきまして、添付書類等を確認いたしましたところ、不備等はないものと考えますのでご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。番号1番の案件につきましては、議席番号1番 奥村厚夫委員をお願いします。

1番
奥村 7月5日、辻推進委員さんと現地確認をいたしました。内容につきましては、事務局からの説明のあったとおりでございます。経営拡大ということで引き続き水稻を栽培されます。問題はありません。よろしくお願いいたします。

会長 番号2番の案件につきましては、議席番号4番 角井廣司委員をお願いします。

4番
角井 7月19日、山本推進委員さんと現地確認を行いました。譲受人さんは、農業機械等も揃っておられ、経営規模拡大されるため今回申請されました。内容につきましては、事務局からの説明のとおりであります。

会長 番号3番の案件につきましては、私、議席番号9番 田中治嗣が説明申し上げます。

3番
田中 片岡推進委員さんと現地確認を行いました。現状畑で色々な作物を植えておられました。引き続き自家用野菜を作付けされるとのことでした。何の問題もございません。よろしくお願いいたします。

会長 これより、質疑に入ります。
ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますようお願いします。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。採決に入ります。
ただいま議題となっております議第33号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から3番までの案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。

よって、議第 3 3 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号 1 番から 3 番までの案件を原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第 5 議第 3 4 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号 1 番と 2 番の案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 議第 3 4 号農地法第 4 条第 1 項の規定による申請について説明させていただきます。

この申請は、市街化調整区域内の自己使用目的に伴う転用です。

今月の申請は、2 件です。議案書は、5 ページです。

番号 1 番は、新浜町に住所を有する申請人が、農家住宅の敷地の一部として、申請人が所有する新浜町地先の登記地目田、現況宅地 1 筆 4 2 2 m²を転用されようとするものです。

申請地は、昭和 4 8 年頃より、農家住宅の敷地として、隣接地と一体利用されており、農地法の手続きを失念していたことがわかり、今回顛末書を添付のうえ申請がなされたものです。

顛末案件であるため、新たな造成工事はありません。

隣接地は、宅地・水路・道路であり、隣地承諾が必要な農地はありません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない 1 0 h a 未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第 2 種農地と判断されます。

また、当該農地以外に第 3 種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。一般基準については、顛末案件であることから事業の目的が確実に果たされると判断されます。

番号 2 番は、下笠町に住所を有する申請人が、農家分家住宅敷地として、申請人が所有する、下笠町地先の登記地目田、現況宅地 1 筆 2 0 9 m²を転用されようとするものです。

申請地は、昭和 6 0 年に申請人の母親が売買により取得したもので、同年に隣接地に分家住宅を建設した際、建物の一部が申請地に掛かっており、これまで隣接地と一体利用されておりました。

今般、申請人が申請地の相続を受けるにあたり、土地の調査をしたところ、

農地法の手続きを失念していたことがわかり、顛末書を添付のうえ本申請がなされました。

顛末案件であるため、新たな造成工事はございません。

隣接地は、宅地・道路であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、申請地から500m以内に松原中学校、および山田小学校があることから、公益的施設の整備状況が一定程度に達している、第3種農地と判断されます。

また、第3種農地での農地転用申請については、原則許可することとなっております。

一般基準については、顛末案件であることから事業の目的が確実に果たされると判断されます。

以上2件、添付書類等確認いたしました但、不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長 以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。番号1番の案件につきましては、議席番号4番 角井廣司委員をお願いします。

4番 角井 6月26日、山本推進委員さんと現地確認を行いました。顛末案件でございます。事務局からの説明のとおりでございます、何の問題もございませんでした。よろしくお願いいたします。

会長 番号2番の案件につきましては、議席番号8番 田中実委員をお願いします。

8番 田中 事務局からの説明のとおりであります。顛末案件でございます。問題ございません。よろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手そして議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますようお願いいたします。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。採決に入ります。

ただいま議題となっております議第34号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番と2番の案件を原案の

とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。

よって、議第34号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番と2番の案件は原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第6議第35号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番と2番の案件を議題とし、事務局より議案の朗読と説明を願います。

事務局 議第35号農地法第5条第1項の規定による申請について説明させていただきます。

この申請は、市街化調整区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の申請は、2件でございます。議案書は、6ページです。

番号1番は、京都府長岡京市に住所を有する譲受人が、譲渡人の所有する矢橋町地先の畑1筆330㎡を、専用住宅の建築を目的として、売買にて取得し、転用されようとするものです。

譲受人は、現在、京都府長岡京市の賃貸アパートに夫婦でお住まいですが、子どもが誕生したことにより、手狭になってきたことや、将来的に両親の介護が必要になることも見越し、実家の近傍である申請地を適地と判断し申請がなされました。

隣地との境界には、コンクリートブロックを設置されます。

また、道路高に合わせ、10cm程度の盛土および切土を行われます。

雨水排水は、申請地内南側に雨水枡を設け、南側の道路下に雨水管を新設し、農業用水路を通じて放流する計画となっております。

隣接地は、道路および申請者の所有地であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。

また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、売買契約書、工事見積書および融資証明書の添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

なお、本案件は開発許可と同時許可になります。

番号2番は、芦浦町で個人建設業を営む譲受人が、譲渡人が所有する芦浦町地先の田1筆1,246㎡を露天資材置場を目的として、賃貸借し転用されようとするものです。

譲受人は、市内を中心に土木、建設業を行う自営業者であり、事業拡大により、資材置場が必要となり、自宅からも近い当該申請地を適地として、申請をされたものであります。

隣地との境界は、南側は既存の畦を利用し、車両の出入りを行う西側道路高に合わせ、20cm程度盛り土を行います。

雨水排水については、浸透式で対応されます。

隣接地は、田、水路および道路であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。

また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事見積書、賃貸借契約書、通帳の写しの添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

以上2件、添付書類等確認いたしましたが、不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。1番の案件につきましては、議席番号4号角井廣司委員をお願いします。

4番
角井

6月13日、山本推進委員さんと現地確認を行いました。事務局から説明がありましたとおりであります。雨水排水も問題ございません。その他何の問題もないと判断いたしました。よろしくお願いいたします。

会長 2 番の案件につきましては、私、議席番号 9 番 田中治嗣が説明いたします。

9 番 事務局から説明がありましたとおりでございます。7 月 17 日、片岡推進
田中 委員さんと現地確認を行いました。現状、耕作されていない草の生い茂った
 ところでございます。今回、資材置場として申請されるということで何の
 問題もございません。よろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
 発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただきご発言
 いただきますようお願いします。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。
 採決に入ります。ただいま議題となっております議第 35 号「農地法第 5
 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号 1 番と 2
 番の案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。
 よって、議第 35 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し許可を
 することについて、番号 1 番と 2 番の案件は原案のとおり決定いたしました。

会長 以上で、本日の会議に付議された許可等の各案件は、すべて議了されたも
 のと認めます。

閉会 14 時 35 分

草津市農業委員会会議規程第 19 条

第 2 項によりここに署名する

令和 6 年 8 月 9 日

会 長 田中 治嗣

署 名 委 員 我孫子利和

署 名 委 員 田中 実